

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月28日

【事業年度】 第141期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 テイカ株式会社

【英訳名】 TAYCA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹内千秋

【本店の所在の場所】 大阪市大正区船町1丁目3番47号

【電話番号】 大阪(06)6555局3250番(代表)

本店は上記の場所に登記しておりますが、実際上の本社業務は本社事務所で行っております。

本社事務所の所在の場所 大阪市中央区北浜3丁目6番13号

電話番号 大阪(06)6208局6400番(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務取締役 杉江一彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋1丁目17番10号内田洋行京橋ビル9階  
テイカ株式会社 東京支店

【電話番号】 東京(03)5250局3851番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長 名木田正男

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第141期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

# 第一部【企業情報】

## 第4【提出会社の状況】

### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (7) <略>

(8) 株主総会の特別決議要件

<略>

(訂正後)

(1) ～ (7) <略>

(8) 取締役会において決議できる株主総会決議事項

(自己の株式の取得)

当社は、自己の株式の取得を機動的に行えるよう、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

<略>